東京学芸大学選挙規程の一部改正について（案）

現　　行	改　　正　　案
第１章　総則	第１章　総則
（目的）	（目的）
第１条　この規程は，学部主事，附属図書館長及び附属学校部長の各候補者選挙並びに代議員選挙について定め，その能率的な運営を確保することを目的とする。	第１条　この規程は，東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長及び附属図書館長の各候補者選挙並びに総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系及び芸術・スポーツ科学系選出の教育研究評議会評議員（以下「評議員」という。）選挙について定め，その能率的な運営を確保することを目的とする。
（用語の定義）	（用語の定義）
第２条　この規程において選挙権者及び被選挙権者とは，当該選挙の対象となつている職等の，東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第２号。以下「役付職員選考規程」という。）及び東京学芸大学代議員選出規程（昭和43年規程第１号）に定める選挙権者及び被選挙権者をいう。	第２条　この規程において選挙権者及び被選挙権者とは，当該選挙の対象となっている職等の，東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第２号。以下「役付職員選考規程」という。）及び国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会評議員選出規程（平成16年規程第42号）に定める選挙権者及び被選挙権者をいう。
（選挙の実施）	（選挙の実施）
第３条　選挙管理委員会は，次の各号に掲げる事由の生じたときは，選挙を実施しなければならない。 (1) 役付職員選考規程の定めるところにより役付職員候補者の選出が必要となつたとき。 (2) 代議員の任期満了のときの少なくとも10日前 (3) 代議員の各選挙母体ごとの定員の５分の１以上の欠員が生じたとき。 (4) 教授会において代議員会の不信任案が可決されたとき。	第３条　選挙管理委員会は，次の各号に掲げる事由の生じたときは，選挙を実施しなければならない。 (1) 役付職員選考規程の定めるところにより役付職員候補者の選出が必要となったとき。 (2) 評議員の任期満了のときの少なくとも10日前 (3) 評議員の各選挙母体ごとに欠員が生じたとき。
（公示）	（公示）
第４条　選挙管理委員会は，任期満了又は定年による退職に伴う選挙の場合にあつては当該事由の生じる50日前までに，その他の選挙の場合にあつてはその事由の生じた日から10日以内に，選挙の施行を公示しなければならない。	第４条　選挙管理委員会は，任期満了又は定年による退職に伴う選挙の場合にあっては当該事由の生じる50日前までに，その他の選挙の場合にあってはその事由の生じた日から10日以内に，選挙の施行を公示しなければならない。
第２章　選挙管理委員会	第２章　選挙管理委員会
（設置・構成）	（設置・構成）
第５条　選挙を管理する機関として，本学に全学選挙管理委員会を，各部に各部選挙管理委員会を置く。	第５条　選挙を管理する機関として，本学に全学選挙管理委員会を，各学系に各学系選挙管理委員会を置く。
２　全学選挙管理委員会委員は，部教官会において，当該部教官会所属の教授会構成員のうちから各３名を選出し，学長が委嘱する。	２　全学選挙管理委員会委員は，各学系の教授会において，当該学系の教授会構成員のうちから各３名を選出し，学長が委嘱する。

３　各部選挙管理委員会委員は，部教官会において，当該部教官会所属の教授会構成員のうちから３名を選出し，各部部長が委嘱する。 ４　全学選挙管理委員会及び各部選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の委員の任期は，就任の日から起算して２年とする。ただし，任期の中途において委嘱された後任者の任期は，前任者の残余の期間とする。 ５　選挙管理委員会に委員長を置き，委員の互選により選出する。 ６　委員長は，会務を総括する。 （選挙管理委員会の所管区分） 第６条　全学選挙管理委員会は，附属図書館長及び附属学校部長の候補者選挙を管理する。 ２　各部選挙管理委員会は，各部担当の学部主事候補者選挙及び部教官会選出代議員選挙を管理する。 （会議） 第７条　選挙管理委員会は，委員の３分の２以上の出席がなければ，会議を開き，議決をすることができない。 ２　選挙管理委員会の議事は，出席委員の過半数をもつて決する。 （被選挙権者及び選挙権者の確定） 第８条　この規程により施行する選挙の被選挙権者は，選挙施行公示日に在職する者をもつて確定する。ただし，役付職員選考規程第９条第１項の規定に基づき再任できない者及び当該選挙の対象となる職等の任期の初日において，東京学芸大学教員定年規程（平成13年規程第23号）第３条に基づき定年退職した者となるものについては，被選挙権者から除くものとする。 ２　この規程により施行する選挙の選挙権者は，選挙日に在職する者をもつて確定する。ただし，選挙日及び不在者投票の全期間において休職中の者，育児休業中の者，停職中の者並びに海外渡航中の者は，選挙権者から除くものとする。 〔省略〕 第１３条　選挙管理委員会は，各投票所ごとに投票立会人若干名を置き，投票を管理するとともに，投票終了後は，投票箱を厳封のまま，速やかに所定の開票所に移し，直ちに開票しなければならない。 ２　前項の開票に当たつては，選挙管理委員会は，開票立会人若干名を置かなければならない。 （当選者） 第１４条　前条による開票の結果，得票高点順に所定の員数をもつて，当選者とする。	３　各学系選挙管理委員会委員は，各学系の教授会において，当該学系の教授会構成員のうちから３名を選出し，各学系長が委嘱する。 ４　全学選挙管理委員会及び各学系選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の委員の任期は，２年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 ５　選挙管理委員会に委員長を置き，委員の互選により選出する。 ６　委員長は，会務を総括する。 （選挙管理委員会の所管区分） 第６条　全学選挙管理委員会は，附属図書館長の候補者選挙を管理する。 ２　各学系選挙管理委員会は，各学系長候補者選挙及び各学系選出の評議員選挙を管理する。 （会議） 第７条　選挙管理委員会は，委員の３分の２以上の出席がなければ，会議を開き，議決をすることができない。 ２　選挙管理委員会の議事は，出席委員の過半数をもって決する。 （被選挙権者及び選挙権者の確定） 第８条　この規程により施行する選挙の被選挙権者は，選挙施行公示日に在職する者をもって確定する。ただし，役付職員選考規程第８条第１項の規定に基づき再任できない者及び当該選挙の対象となる職等の任期の初日において，国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第５号）第24条に基づき定年退職した者となるものについては，被選挙権者から除くものとする。 ２　この規程により施行する選挙の選挙権者は，選挙日に在職する者をもって確定する。ただし，選挙日及び不在者投票の全期間において休職中の者，育児休業中の者，停職中の者並びに海外渡航中の者は，選挙権者から除くものとする。 〔省略〕 第１３条　選挙管理委員会は，各投票所ごとに投票立会人若干名を置き，投票を管理するとともに，投票終了後は，投票箱を厳封のまま，速やかに所定の開票所に移し，直ちに開票しなければならない。 ２　前項の開票に当たっては，選挙管理委員会は，開票立会人若干名を置かなければならない。 （当選者） 第１４条　前条による開票の結果，得票高点順に所定の員数をもって，当選者とする。

２　前項の規定にかかわらず，末位に同順位の者があるときは，そのすべての者を当選者とする。ただし，代議員選挙の場合においては，抽選により所定の員数をもつて，当選者とする。 ３　選挙管理委員会は，前２項の当選者を得票数を付して公示するとともに，速やかに，学長に報告しなければならない。 〔省略〕 （庶務） 第１６条　全学選挙管理委員会の庶務は，総務部が，各部選挙管理委員会の庶務は，教育学部事務部が処理する。 〔省略〕	２　前項の規定にかかわらず，末位に同順位の者があるときは，そのすべての者を当選者とする。ただし，評議員選挙の場合においては，抽選により所定の員数をもって，当選者とする。 ３　選挙管理委員会は，前２項の当選者を得票数を付して公示するとともに，速やかに，学長に報告しなければならない。 〔省略〕 （庶務） 第１６条　全学選挙管理委員会の庶務は，総務部人事課が，各学系選挙管理委員会の庶務は，総務部学系支援課が処理する。 附　則 １　この規程は，平成16年４月１日から施行する。 ２　改正前の東京学芸大学選挙規程第５条第２項の規定により委嘱された委員については，改正後の規程第５条第２項の規定により，改正前の東京学芸大学選挙規程第５条第３項の規定により委嘱された委員については，改正後の規程第５条第３項の規定により，それぞれ委嘱されたものとみなす。